

議案第42号

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年阿見町条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の適用については、同条中「とし」とあるのは「と、阿見町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とし」とする。

(規則への委任)

3 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条</b> 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第4条</b> 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	

阿見町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正案についての概要

**本則**

(1) 第 4 条

期末手当の基本支給率

6 月 : 167.5/100 12 月 : 167.5/100 → 6 月 : 162.5/100 12 月 : 162.5/100

**議員の期末手当**

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(期末手当)

第 5 条 議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前日）に在職するものに期末手当を支給する。これらの支給日前 1 月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。

2 期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給時期については、阿見町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年阿見町条例第 71 号）の適用を受ける町長の例による。ただし、支給制限及び一時差止めに関する規定についてはこの限りでない。

**改正附則**

1 施行期日

公布の日から施行

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置

令和 3 年度の引下げに相当する額については、調整額として令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、「167.5 分の 10」を乗じて得た額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額する。